

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正概要について

1 趣旨

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）については、平成 28 年 6 月 3 日及び平成 29 年 4 月 26 日に改正法が公布され、平成 30 年 4 月 1 日から施行されます。なお、関係する政省令のうち、事業者指定基準に係る省令は本年 1 月 18 日に公布されましたが、障害者総合支援法施行令等、他のものについては 3 月末までの間に順次公布される予定です。

この改正法についての概要及び対応する本市の状況について、御報告いたします。

2 改正の概要

障害者総合支援法改正概要（H30.4.1 施行）	本市の状況等
<p>(1) 自立生活援助の創設</p> <p>一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な情報の提供及び助言その他の援助を提供するサービスの創設。</p>	<p>4 月以降、民間事業者が参入できるよう指定基準条例の改正の準備を進めています。</p> <p>なお、本市では平成 13 年度から同趣旨の事業として「障害者自立生活アシスタント事業」を市独自に先行して実施していますが、市事業は利用者負担がない一方、国制度では一部に利用者負担が発生する見込みです。その取り扱い等について 30 年度中に整理を進める予定です。</p>
<p>(2) 就労定着支援の創設</p> <p>就労系障害福祉サービス（※1）等を利用した後一般就労した障害者に対し、企業や関係機関等との連絡調整や本人への指導・助言を行い就労の継続を支援するサービスの創設。</p> <p>これまで就労移行支援事業所に対しては、就労移行後の定着率に応じて加算制度を設けていた（※2）が、それを独立させメニュー化したもの。</p> <p>なお、現行の加算制度については、30 年 9 月までは継続する見込み。</p>	<p>4 月以降、民間事業者が参入できるよう指定基準条例の改正の準備を進めています。</p> <p>利用者を一般企業へ就労させた実績のある障害福祉サービス事業者に対し、丁寧な情報提供を行うなど就労定着支援サービス事業の開始に必要な支援を進めます。</p> <p>（※1）市内の就労系障害福祉サービス事業所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就労移行支援（65 事業所） ・就労継続支援 A 型（36 事業所） ・就労継続支援 B 型（157 事業所） <p>（H30.1.1 時点）</p> <p>（※2）現在加算が認められている就労移行支援事業所 65 事業所のうち、現在 42 事業所が就労定着支援体制加算の届出を行っている。（H30.1.1 時点）</p>

障害者総合支援法改正概要（H30.4.1 施行）	本市の状況等
<p>(3) 重度訪問介護の訪問先の拡大</p> <p>重度訪問介護利用者のうち、最重度の障害者に対し、これまでの在宅での支援に加え新たに入院中の医療機関での支援が可能になります。</p>	<p>今後、政省令公布を受け、30年4月から実施予定。</p> <p>なお、本市では平成22年度から市独自事業として「重度障害者等入院時コミュニケーション支援事業」を先行して実施していますが、今回の拡大で対象者が一部重複するため、整理を進めていきます。</p> <p>なお、国制度では一部に利用者負担が発生する見込みです。（市独自事業は無料）</p>
<p>(4) 高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用</p>	
<p>ア 高額障害福祉サービス等給付費の拡大</p> <p>65歳以上になるまでヘルパーなどの障害福祉サービスを受けていた障害者が、介護保険サービスの利用に移行したことにより発生する利用者負担を償還する仕組みの創設。</p>	<p>法令等の改正に伴い、30年4月から実施予定。</p> <p>該当者に適切に償還できるよう、事務処理方法の検討を進めています。</p>
<p>イ 共生型サービスの創設</p> <p>介護保険事業者が障害福祉サービス事業所の指定を受けやすくする仕組みの創設。</p> <p>なお、障害福祉サービス事業者も同様に、介護保険事業所の指定を受けやすくするため、介護保険法の改正も行われています。</p>	<p>4月以降、介護保険事業者が、共生型障害福祉サービス事業の申請を円滑に行えるよう、基準条例等の改正の準備を進めています。</p>
<p>(5) 補装具費の支給範囲の拡大（貸与の追加）</p> <p>これまで「購入」のみを対象として支給していた補装具費について、「貸与」の方が適切と考えられる場合（※3）に限り、「貸与」についても支給の対象とします。</p> <p>（※3）例：障害児の車いすなど、成長に合わせ短期間で交換する必要がある等の場合</p>	<p>法令等の改正に伴い、30年4月から実施予定。</p> <p>対象者に適切な支給ができるよう、事務処理方法を検討中。</p>
<p>(6) 障害福祉サービス等の情報公表制度の創設</p> <p>所在地等の基本情報や、苦情対応の状況等の運営情報について、障害福祉サービス事業所からの届出内容等を30年9月からインターネット上で公表します。</p>	<p>公表開始に向け、事業所への周知や本市の確認作業等の準備を進めてまいります。</p>

障害者総合支援法改正概要（H30.4.1 施行）	本市の状況等
(7) 自治体による調査事務・審査事務の効率化	
<p>ア 調査事務の効率化</p> <p>指導・監査業務の一部（事業所に対する質問や文書提出依頼等）について、自治体の判断によって指定法人（※4）に委託することが可能になります。</p> <p>（※4）指定法人…本市が予め指定した上、契約をすることとなっています。</p>	<p>当面の間、委託効果の検討や指定法人候補の調査を進める予定。</p>
<p>イ 審査事務の効率化</p> <p>現在障害福祉サービス費の支払いのみを委託している国保連合会に、審査事務の一部を委託することが可能となります。</p>	<p>30年4月から審査を委託する予定。</p>

2 基準条例の改正

自立生活援助等、新たに創設されたサービスの提供に向けて、基準省令等が本年1月18日に公布されたことを踏まえ、関連する次の3条例の改正について3月に御審議いただく予定です。

- 横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例（平成24年12月28日条例第64号）
- 横浜市指定障害者支援施設等の人員、設備、運営等の基準に関する条例（平成24年12月28日条例第65号）
- 横浜市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年12月28日条例第66号）